

財関第946号  
令和7年9月29日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

### イランに対する輸出入禁止措置等の再開に係る税関の対応について

本年（令和7年）8月28日、英国、フランス及びドイツは国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）に対し、イランによる核合意の重大な不履行を通知した。これを受け、安保理はイランに対する制裁を再開することを決定し、我が国においても、9月28日、「イランの拡散上機微な核活動等に関する者に対する資産凍結等、核技術等に関するイランによる投資の禁止及びイランへの大型通常兵器等の供給等に関する資金の移転の防止の措置について」が閣議了解され、輸入公表の改正告示及び外務省告示等が公布されたところである。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知（別紙）を踏まえ、再開する輸出入禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記の項目を実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「イランに対する輸出入禁止措置等の解除及び新たな措置の実施に伴う税関の対応について」（平成28年1月22日財関第97号）は廃止する。

#### 記

1. イラン向けの輸出貿易管理令別表第1の二の項及び四の項に掲げる貨物の輸出については、経済産業大臣は禁止することとしていることから、経済産業省と連携し、輸出禁止措置を適切に実施すること。
2. イランを原産地又は船積地域とする貨物の輸入申告がなされた場合には、当該貨物が輸入禁止物品に該当するか否かについて、輸入申告関係書類等により厳正な確認を行うとともに、経済産業省と連携し、輸入禁止措置を適切に実施すること。

3. 外務省告示（令和7年9月28日第375号）で指定され、入国又は通過が禁止されている対象者への対応として、事前旅客情報等により早期の把握に努め、これらの者が入国等しようとする事実が判明した場合には、法務省（入管）と連携の上、携帯品検査に当たっては慎重な審査及び検査を実施すること。
4. 貨物検査の要請への対応として、イランを仕向地又は仕出地とする輸出貿易管理令別表第1の二の項及び四の項に掲げる貨物等であると信じるに足る合理的な根拠を示す情報がある場合には、空港及び海港において、当該貨物等に対する慎重な検査を実施すること。
5. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸出入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経済産業省

公 印 省 略

20250917貿局第3号

令和7年9月28日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済安全保障局長

イランに係る輸入禁止措置について

上記の件について、国連安保理決議第1737号、第1747号に基づき別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願い致します。

○経済産業省告示第百四十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月二十九日から施行する。

令和七年九月二十八日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条

第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ

改 正 前

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条

第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ

も場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び回数の  
第1に掲げる貨物を輸入する場合。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積

地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物	
	項目 番号	関税率表 の番号等
(略)	(略)	(略)
ロシア (原油 及び石油製品 についてはロ	(略)	(略)

も場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び回数の  
第1に掲げる貨物を輸入する場合。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積

地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物	
	項目 番号	関税率表 の番号等
(略)	(略)	(略)
ロシア (原油 及び石油製品 についてはロ	(略)	(略)

シアを原産地とする場合に限る。)	シアを原産地とする場合に限る。)
イラン	輸出貿易管理令（ 昭和二十四年政令 <u>第三百七十八号</u> ） 別表第一の一の項 及び二の項の中欄 に掲げる貨物、同 表の三の項（二） 7に掲げる貨物（

六ふつ化ウランに対する耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。 ) 、同項 (二) 9 に掲げる貨物 (ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。 ) 並びに同表の四の項の中

			<u>欄に掲げる貨物</u>
第2 (略)			第2 (略)

# 経済産業省

公 印 省 略  
20250917 貿局第2号  
令和7年9月28日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済安全保障局長

「イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」の制定について

上記の件について、別紙のとおり改正しましたので通知します。

## 経済産業省

20250917貿局第2号  
輸入注意事項2025第9号  
経済産業省貿易経済安全保障局

「イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」を次のとおり制定する。

令和7年9月28日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」

令和7年9月28日付け経済産業省告示第142号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のイランの項に掲げる貨物については、令和7年9月29日以降、二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、令和7年9月28日以前に船積みされた場合を除き、国連安保理決議第1737号、第1747号に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。

# 経済産業省

公 印 省 略  
20250926 貿局第1号  
令和7年9月28日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済安全保障局長

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」の一部改正について

上記の件について、別紙のとおり改正しましたので通知します。

# 経済産業省

20250926 貿局第1号  
輸出注意事項 2025 第19号  
経済産業省貿易経済安全保障局

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」（平成28年1月22日付け輸出注意事項28第2号）の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年9月28日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」の一部改正について

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」（平成28年1月22日付け輸出注意事項28第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

この通達は、令和7年9月28日付け公布し、翌日から施行する。

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）  
 ○国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について（令和7年9月28日付け輸出注意事項2025第19号）

改 正 後	現 行
<p>平成27年7月20日（ニューヨーク現地時間）、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）において、イランの核問題に関する国連安保理決議第2231号が採択されました。同決議においては、イランとEU3+3が発表した「包括的共同作業計画」（以下「JCPOA」という。）の定める「履行の日」に効力を生ずる事項等が規定されております。</p> <p>今般、<u>令和7年8月28日に、イランによるJCPOAの「重大な不履行」を国連安保理に通知がなされ、同9月19日（ニューヨーク現地時間）、国連安保理決議第2231号に基づき、過去に解除されていた対イラン制裁に関する安保理決議（第1696号、第1737号、第1747号、第1803号、第1835号及び第1929号）の再適用等がなされることとなりました。これにより、イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等については、下記のとおり取り扱うこととします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>イラン向けの輸出貿易管理令別表第1の2の項及び4の項に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の2の項及び4の項に掲げる技術の提供については、<u>従前の通り輸出許可等を受ける義務を課すことにより、これらの輸出及び技術の提供を禁止することとします。</u></p>	<p>平成27年7月20日（ニューヨーク現地時間）、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）において、イランの核問題に関する国連安保理決議第2231号が採択されました。同決議においては、イランとEU3+3が発表した「包括的共同作業計画」の定める「履行の日」に効力を生ずる事項等が規定されています。</p> <p>今般、<u>平成28年1月16日（ウィーン現地時間）に、この「履行の日」が到来したことを受け、国連安保理決議第2231号に基づき、イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等については、下記のとおり取り扱うことといたします。</u>  <u>なお、「国際連合安全保障理事会決議第1929号等に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について」（平成22・07・22貿局第5号）は、廃止いたします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>イラン向けの輸出貿易管理令別表第1の2の項に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の2の項に掲げる技術の提供については、<u>国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合がありますので、申請に先立って、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ問い合わせてください。</u>  <u>なお、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合には、平成11年6月18日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について（お知らせ）」中の審査期間が90日を超える場合がありますのでご注意ください。</u></p>